

新旧対照表（業務用季節別B契約約款）

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>個別約款（業務用季節別B契約）</p> <p>2019年10月1日</p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>個別約款（業務用季節別B契約）</p> <p><u>2021年12月1日</u></p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>変更</p>

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
目 次	目 次	
1. 適 用 1	1. 適 用 1	
2. 供給条件の変更 1	2. 供給条件の変更 1	
3. 用語の定義 1	3. 用語の定義 1	
4. 適用条件 1	4. 適用条件 1	
5. 契約の成立 2	5. 契約の成立 2	
6. 使用量の算定 3	6. 使用量の算定 3	
7. 料 金 3	7. 料 金 3	
8. 単位料金の調整 4	8. 単位料金の調整 4	
9. 協議契約の精算額 5	9. 協議契約の精算額 5	
10. 名義の変更 5	10. 名義の変更 5	
11. 契約の変更又は解除 5	11. 契約の変更又は 解約 5	変更
12. 協議契約の解除に伴う契約中途解約精算額 6	12. 協議契約の 解約 に伴う契約中途解約精算額 6	変更
13. 緊急調整時の措置 7	13. 緊急調整時の措置 7	
14. その他 7	14. その他 7	
付則 7	付則 7	
(別 表)	(別 表)	
1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法 9	1. 早収料金及び消費税等相当額の算定方法 8	変更
2. 料金表 10	2. 料金表 9	変更

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>(1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。</p> <p>(2) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切り捨て）以上であること。</p> <p>(3) 契約年間引取量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切り捨て）以上であること。</p> <p>(4) 契約月平均使用量が500立方メートル以上であること。</p> <p>(5) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。</p> <p>5. 契約の成立</p> <p>(1) お客さまは、基本約款及び本約款に基づく契約に関する当社の説明を承諾の上、当社にこの契約の適用を、所定の申込書を用いて、申し込んでいただきます。</p> <p>(2) (1) による申込書の当社到着後、当社が承諾した時点で契約の成立といたします。この場合、当社は料金の適用開始日等を書面にてお客さまにお知らせします。</p> <p>(3) 契約最大使用量、契約年間使用量及び契約月別使用量は、それぞれ前12か月の実績最大使用量、実績年間使用量及び実績月別使用量に同一といたします。ただし、前12か月の使用実績がない場合や設備の変更等などにより前12か月の使用実績にて契約することが適切でない場合でこの契約の申込みをされる場合、お客さまと当社は協議の上、契約内容を定めます。（以下「協議契約」といいます。）</p> <p>(4) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間の満了するまでに当社とお客さまのいずれからも契約内容について異議の申出がない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以降これにならうものといたします。お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただくものといたします。</p> <p>(5) (3) にかかわらず、この契約の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解除後は当社の個別約款（一般料金契約）を適用いたします。</p> <p>(6) 過去にこの契約をしたお客さまが、その契約期間満了前に解除された場合若しくはお客さまの契約期間の使用実績が適用条件を満たさなかった場合又は現にこの契約を締結しているお客さまで契約期間の使用実績が適用条件を満たさない見込みである場合には、当社は次の期間、この契約に基づく申込みを承諾いたしません。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による契約の解除の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 過去に契約期間満了前に契約を解除された場合 解除された日より、解除された契約の当初契約期間満了予定日から1年間</p> <p>② 過去の契約期間の使用実績が適用条件を満たさなかった場合</p>	<p>(1) 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。</p> <p>(2) 契約年間使用量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切り捨て）以上であること。</p> <p>(3) 契約年間引取量が契約最大使用量の400倍（小数点以下切り捨て）以上であること。</p> <p>(4) 契約月平均使用量が500立方メートル以上であること。</p> <p>(5) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。</p> <p>5. 契約の成立</p> <p>(1) お客さまは、基本約款及び本約款に基づく契約に関する当社の説明を承諾の上、当社にこの契約の適用を、所定の申込書を用いて、申し込んでいただきます。</p> <p>(2) (1) による申込書の当社到着後、当社が承諾した時点で契約の成立といたします。この場合、当社は料金の適用開始日等を書面にてお客さまにお知らせします。</p> <p>(3) 契約最大使用量、契約年間使用量及び契約月別使用量は、それぞれ前12か月の実績最大使用量、実績年間使用量及び実績月別使用量に同一といたします。ただし、前12か月の使用実績がない場合や設備の変更等などにより前12か月の使用実績にて契約することが適切でない場合でこの契約の申込みをされる場合、お客さまと当社は協議の上、契約内容を定めます。（以下「協議契約」といいます。）</p> <p>(4) 契約期間は原則として1年間とします。ただし、契約期間の満了するまでに当社とお客さまのいずれからも契約内容について異議の申出がない場合には、契約は更に1年間延長するものとし、以降これにならうものといたします。お客さまは、次の契約期間における契約内容を変更しようと希望する場合には、原則として契約期間満了時の2か月前までに当社に対してその旨を申し出ていただくものといたします。</p> <p>(5) (3) にかかわらず、この契約の適用条件を満たさなくなった場合には、契約期間満了後あるいは契約解約後は当社の個別約款（一般料金契約）を適用いたします。</p> <p>(6) 過去にこの契約をしたお客さまが、その契約期間満了前に解約された場合若しくはお客さまの契約期間の使用実績が適用条件を満たさなかった場合又は現にこの契約を締結しているお客さまで契約期間の使用実績が適用条件を満たさない見込みである場合には、当社は次の期間、この契約に基づく申込みを承諾いたしません。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による契約の解約の場合は、この限りではありません。</p> <p>① 過去に契約期間満了前に契約を解約された場合 解約された日より、解約された契約の当初契約期間満了予定日から1年間</p> <p>② 過去の契約期間の使用実績が適用条件を満たさなかった場合</p>	<p></p> <p>変更 変更</p> <p>変更</p> <p>変更 変更</p>

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>契約期間満了日から1年間</p> <p>③ 現在の契約期間の使用実績が適用条件を満たさない見込みである場合</p> <p>契約期間満了日から1年間</p> <p>(7) 当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前にこの契約の解除と同時に他の契約の適用を申し込みされた場合には、申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。</p> <p>(8) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款17に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>(1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>(2) この契約に基づく最大使用量は、原則としてガスメーターの能力（小数点以下切り捨て）の合計といたします。ただし、当社が必要と認める場合は、一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器により計測した量といたします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。</p> <p>(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>(3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解除した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。</p> <p>(4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が29日以下若しくは36日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が29日以下若しくは36日以上となった場合は、基本約款18の規定に基づき日割計算を行います。ただし、当社の都合により料金算定期間が36日以上になった場合を除きます。</p>	<p>契約期間満了日から1年間</p> <p>③ 現在の契約期間の使用実績が適用条件を満たさない見込みである場合</p> <p>契約期間満了日から1年間</p> <p>(7) 当社は、お客さまがこの契約の契約期間満了前にこの契約の解約と同時に他の契約の適用を申し込みされた場合には、申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。</p> <p>(8) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款17に規定する支払期限日（納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目）を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>(1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>(2) この契約に基づく最大使用量は、原則としてガスメーターの能力（小数点以下切り捨て）の合計といたします。ただし、当社が必要と認める場合は、一般ガス導管事業者が指定する負荷計測器により計測した量といたします。</p> <p><u>(3) 負荷計測器本体の取付関係工事費はお客さま負担とします。</u></p> <p>7. 料 金</p> <p>(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。以下、同じ。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、その直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。</p> <p>(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定いたします。</p> <p>(3) お客さまの都合や契約違反により契約を契約期間中に解約した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は別表に基づいて算定いたします。</p> <p>(4) お客さまがこの契約に基づき新たにガスのご使用を開始した日から次の検針日までの期間が29日以下若しくは36日以上となった場合、又は定例検針日の変更によって定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が29日以下若しくは36日以上となった場合は、基本約款18の規定に基づき日割計算を行います。ただし、当社の都合により料金算定期間が36日以上になった場合を除きます。</p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>(算式)</p> <p>ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>9. 協議契約の精算額</p> <p>協議契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額とし、当社は当該精算額を、原則として、未達が発生した月の翌月に申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。</p> <p>精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）</p> <p>最大使用量倍率未達精算額</p> <p>協議契約により契約内容を定めたお客さまで、実績年間使用量が、実績最大使用量の400倍未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とする最大使用量倍率未達精算額をお支払いいただきます。</p> $\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left(\frac{\text{実績最大使用量}}{\text{の400倍に相当する年間使用量}} - \left[\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{使用量}} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用} \\ \text{量に各月の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$ <p>なお、この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。</p> <p>10. 名義の変更</p> <p>お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>11. 契約の変更又は解除</p> <p>(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解除できるものと</p>	<p>(算式)</p> <p>ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格</p> <p>9. 協議契約の精算額</p> <p>協議契約に関する精算額は、最大使用量倍率未達精算額とし、当社は当該精算額を、原則として、未達が発生した月の翌月に申し受けるものといたします。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。</p> <p>精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）</p> <p>最大使用量倍率未達精算額</p> <p>協議契約により契約内容を定めたお客さまで、実績年間使用量が、実績最大使用量の400倍未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とする最大使用量倍率未達精算額をお支払いいただきます。</p> $\text{最大使用量倍率未達精算額} = \left(\frac{\text{実績最大使用量}}{\text{の400倍に相当する年間使用量}} - \left[\frac{\text{実績年間使用量}}{\text{使用量}} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用} \\ \text{量に各月の単位料金を乗じ} \\ \text{たものの合計額を契約年間} \\ \text{使用量で除し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五入した額} \end{array} \right]$ <p>なお、この精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセント（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものといたします。</p> <p>10. 名義の変更</p> <p>お客さまが、この契約の権利及び義務を第三者に承継する場合は、その旨を当社に届け出るものとします。</p> <p>11. 契約の変更又は解約</p> <p>(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2により本約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解約できるものと</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>いたします。なお、ガス使用計画の変更にもない契約を変更するお客さまに変更後の契約は協議契約となります。</p> <p>(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を解除できるものいたします。</p> <p>1 2. 協議契約の解除に伴う契約中途解約精算額</p> <p>協議契約により契約を定めたお客さまで、契約期間中において生じた契約の解除が、1 1 (1) の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は1 1 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を、原則として、契約を解除する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。</p> <p>精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）</p> <p>(1) 契約の解除と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合又は当社からのガス供給を廃止する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解除日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$ <p>ただし、当社からのガス供給を廃止する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合（託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合を除く）は、上記の算式によって算定される金額から、一般ガス導管事業者の定める託送供給約款に基づき算定した残存月数分の託送料金の定額基本料金および流量基本料金相当額を除いた額を、契約中途解約精算額といたします。</p> <p>(2) 契約の解除と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合又は解除した契約と同一契約種別で新たに契約を締結する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left[\left(\begin{array}{l} \text{前契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解除日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$ <p>ただし、新たに締結する契約の内容が次の①又は②に該当する場合は、この限りではありません。</p>	<p>いたします。なお、ガス使用計画の変更にもない契約を変更するお客さまに変更後の契約は協議契約となります。</p> <p>(2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合及び9の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、契約期間中であっても、相手方は契約を解約できるものいたします。</p> <p>1 2. 協議契約の解約に伴う契約中途解約精算額</p> <p>協議契約により契約を定めたお客さまで、契約期間中において生じた契約の解約が、1 1 (1) の規定によるものであって当社がやむを得ないと判断した場合以外、又は1 1 (2) の規定によるものであってお客さまの契約違反のみによる場合には、当社は、次のとおり契約中途解約精算額を、原則として、契約を解約する日の属する月の翌月に申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします（1円未満の端数切り捨て）。</p> <p>精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率／（1＋消費税率）</p> <p>(1) 契約の解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有しない当社の他の契約を締結する場合又は当社からのガス供給を廃止する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から契約} \\ \text{終了月までの残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$ <p>ただし、当社からのガス供給を廃止する場合で、同一需要場所で他のガス小売事業者によるガス供給を継続される場合（託送供給を行うガス導管事業者に変更がある場合を除く）は、上記の算式によって算定される金額から、一般ガス導管事業者の定める託送供給約款に基づき算定した残存月数分の託送料金の定額基本料金および流量基本料金相当額を除いた額を、契約中途解約精算額といたします。</p> <p>(2) 契約の解約と同時に、契約中途解約精算額規定を有する当社の他の契約を締結する場合又は解約した契約と同一契約種別で新たに契約を締結する場合</p> $\text{契約中途解約精算額} = \left[\left(\begin{array}{l} \text{前契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{新契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$ <p>ただし、新たに締結する契約の内容が次の①又は②に該当する場合は、この限りではありません。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>① 新たに締結する契約の基本料金が解除前の契約の基本料金と同額又はこれを超える場合</p> <p>② 新たに締結する契約の契約年間使用量が解除前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合</p> <p>(3) 契約中途解約精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。</p> <p>13. 緊急調整時の措置</p> <p>一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の協議契約の精算額については、双方協議して算定するものいたします。</p> $(1) \text{ 料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ $(2) \text{ 料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ <p>14. その他</p> <p>その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2019年10月1日から実施いたします。</p> <p>2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金）</p> <p>当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金</p>	<p>① 新たに締結する契約の基本料金が解除前の契約の基本料金と同額又はこれを超える場合</p> <p>② 新たに締結する契約の契約年間使用量が解除前の契約の契約年間使用量と同量又はこれを超える場合</p> <p>(3) 契約中途解約精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額とこの精算額との合計額が、実績年間使用量に当社の個別約款（一般料金契約）の料金表を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切り捨て）を超えない範囲で算定するものいたします。</p> <p>13. 緊急調整時の措置</p> <p>一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、9の協議契約の精算額については、双方協議して算定するものいたします。</p> $(1) \text{ 料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ $(2) \text{ 料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大使用量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}}$ <p>14. その他</p> <p>その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2021年12月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金）</p> <p>当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>

業務用季節別B契約約款 旧	業務用季節別B契約約款 新	備 考
<p>(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p> <p>3. 本約款の実施に伴う切替え措置 (精算額)</p> <p>当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>最大使用量倍率未達精算額 (以下「未達精算額」といいます。)</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した単位料金にもとづき算定いたします。</p>	<p>(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p> <p>3. 本約款の実施に伴う切替え措置 (精算額)</p> <p>当社は、2019年9月30日まで旧約款の適用があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、精算額の算定は以下のとおりといたします。</p> <p>最大使用量倍率未達精算額 (以下「未達精算額」といいます。)</p> <p>本約款の未達精算額は、各月の料金に適用した単位料金にもとづき算定いたします。</p>	<p>削除</p>